

北堀江せせらぎ保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人小川学園
所 在 地	佐賀県嬉野市嬉野町大字下野甲 115 番地 19
電 話 番 号	0954-43-1019
代表者氏名	理事長 佐藤 正

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	北堀江せせらぎ保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市西区北堀江 3 丁目 11 番 29 号
連 絡 先	電話番号 06-6760-4661 FAX 06-6760-4663
管 理 者	園長 栗原 和也
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0 歳児 3 人 1 歳児 15 人 2 歳児 15 人 3 歳児 19 人 4 歳児 19 人 5 歳児 19 人
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 57 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 30 人 満 1 歳未満の児童 3 人
開 設 年 月 日	令和 5 年 6 月 1 日

3 施設の目的・運営方針

北堀江せせらぎ保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地		323. 60 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造 3 階建て
	延べ面積	887. 61 m ²
園 庭		地上園庭 124. 70 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	めばえ組
ほふく室	1 室	わかば組
保育室	4 室	あおば組（満 2 歳児クラス）、ひかり組（満 3 歳児クラス）、あすか組（満 4 歳児クラス）、やまと組（満 5 歳児クラス）について各 1 室
調理室	1 室	
子育て支援室	1 室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 教育・保育方針

礼儀・挨拶 「おはようございます」「ありがとうございます」「ごめんなさい」が言える子に。

返事 「ハイ」の返事ができる子に。

履物を揃える 自分の行いを振り返ることができる子に。

(3) 送迎

登園では園バスなどによる送迎は実施いたしません。

(4) その他

一時預かり事業・子育て支援事業

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）4 月 1 日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1 名	1 名		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1 名	1 名		
保育士	入園している子どもに対し教育・保育を行います。	14 名	13 名	1 名	
栄養士	給食やおやつの調理を行います。	4 名	4 名		調理と兼務

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9:00～19:30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（8:30～18:30）
保育士	正規の勤務時間帯（7:30～19:30）
栄養士	正規の勤務時間帯（8:00～17:00）
調理員	正規の勤務時間帯（8:00～17:00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 00 分頃	11 時頃	15 時頃	
1 歳児	9 時 00 分頃	11 時頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
3 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
4 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
5 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	4 名	4 名		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	いぬい小児科
医院長名又は医師名	乾 一郎
所在地	大阪市西区北堀江 2-8-13
電話番号	06-6543-0307

(2) 歯科

医療機関の名称	カホリ歯科医院
医院長名又は医師名	井ノ内 彩貴
所在地	大阪市西区北堀江 3-5-7 かほ里西ビル 1F
電話番号	06-6536-2775

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

- (1) 年に 3 回、職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 坂東 摩依 ・解決責任者 栗原 和也 ・ご利用時間 8:30～18:30 ・電話番号 06-6760-4661 F A X 06-6760-4663 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	関内 健	電話番号 06-6346-3034
		役職・肩書等 会社員

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

万が一、お預かりしている間に事故や怪我があった場合、園が加入している『賠償責任保険』を適用します。

支払限度額（1名） 30,000 千円

支払い限度額（1事故または1請求） 300,000 千円

20 園児の利用状況（毎年度5月1日）

	令和6年度	令和7年度	
0歳児	3人	3人	
1歳児	15人	15人	
2歳児	15人	15人	
3歳児	18人	19人	
4歳児	12人	19人	
5歳児	2人	13人	

21 第三者評価の受審

項目	受審状況	受審結果
第三者評価受審状況	令和7年度受審	園ホームページにて公表

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨
なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	
教育に係る費用	学習教材印刷費（2号認定のみ）	1,700 円/年	年額 5,000 円
	外部講師指導料	3,300 円/年	
教材費	カラー帽子	1,030 円	
	おたよりケース	220 円	
	シール帳・シール	720 円	
	鍵盤ハーモニカ	6,732 円	
その他	体操服（Tシャツ・短パン）	4,708 円～	
	セキュリティキー 再発行手数料	1,700 円	
	手ぶら登園 利用料	月額 2,280 円	
	ルクミーフォト 購入費	1 枚 92 円～5,602 円	

・給食費 主食費：2,000 円・副食費：4,000 円 ※2号認定のみ

2 時間外保育に係る利用者負担

課 税 世 帯	料金 / 時間		
	1 時間 500 円	2 時間 1,000 円	3 時間 1,500 円
	月 極 料 金		
	1 時間 3,000 円	2 時間 6,000 円	3 時間 7,500 円
非 課 税 世 帯	料金 / 時間		
	1 時間 300 円	2 時間 600 円	3 時間 700 円
	月 極 料 金		
	1 時間 1,000 円	2 時間 2,000 円	3 時間 2,300 円

※生活保護、一人親世帯、障がい者世帯（同居の方のどなた方）月極のみ

※当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

本園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者：

北堀江せせらぎ保育園

園 長 栗原 和也

私は、本書面に基づいて北堀江せせらぎ保育園利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童から見た続柄：